

子供の農山漁村体験に 関する支援等について

農林水産省農村振興局
農村政策部都市農村交流課

農林水産省における具体的な支援内容

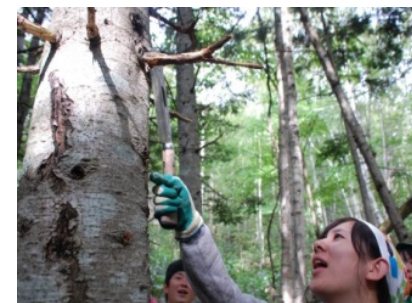
- 農林水産省では、子供が農山漁村での宿泊体験を通じて、子供たちの「生きる力」を育み、都市と農山漁村の交流を推進する取組に必要な子供を受け入れる農山漁村地域側の体制整備を「**農山漁村振興交付金（農泊推進対策）**」を通じて支援。

【具体的な支援内容例】

活動内容	具 体 例
① 体験プログラムの開発	・ 体験プログラムの検討（研修会、専門家の招聘等） ・ 体験活動に必要な備品の手配
② 宿泊体験を受け入れる農家の確保、民間施設との連携	・ 受入農家確保のための説明会や個別訪問、啓発資料の作成 ・ 体験を実施するために必要な民間施設（ホテル等）との連携
③ 受け入れにおける安全管理の確立に係る取組	・ 安全管理講習会、緊急連絡網の作成 ・ 備品の手配（消化器、AEDのリース、ライフジャケット等）
④ 学校の受け入れのためのP R活動	・ H Pの作成、パンフレットの作成及び配布 ・ 誘致活動（旅行会社との調整、教育委員会への営業、体験モニターツアーによる営業等）
⑤ 体制整備に係る外部人材の活用等	・ 体験インストラクター養成 ・ 事務局の人材育成（他地域の情報収集等）
⑥ 受け入れのための施設整備	・ 宿泊施設の改修等（廃校、古民家等の整備）



田植え体験（農業体験）



枝打ち体験（林業体験）



地引き網体験（漁業体験）

農林水産省における子供の受入に関するマニュアル等一覧

農林水産省においては、子供の受入に関するマニュアル等を下表のとおり、公表しております。

マニュアル等は、受入にあたっての手引き、安全管理マニュアル、地区事例集等を作成しておりますので、受入体制の整備に是非ご活用ください。

	分類	名 称	内 容	公表先URL	作成 年度
1	受入の手 引き	グリーン・ツーリズム農林漁 家民宿開業・運営の手引き	旅館業法の規制緩和を活用して開業 する農家民宿を念頭に手続きや受入 にあたってのポイント等の手引き	http://ntour.jp/information/sightseeing/1391.html	H28.3
2		子どもの元気を地域に、そし て農泊ビジネスへ	受入地域協議会の持続的運営に向け た調査報告書	http://www.kodomo-furusato.net/	H29.3
3	安全管理	子ども農山漁村交流プロジェ クト 安全管理マニュアル作 成のポイントQ&A(改訂版)	受入地域における安全管理体制の構 築に向けて、ポイントを整理したQ-A 集の改訂版	http://www.kodomo-furusato.net/	H28.3
4	地区事例 集	子ども農山漁村交流プロジェ クト 小学校とその受入地域 の取組事例	小学校と受入地域それぞれのプロ ジェクトへの具体的取組をまとめた事 例集	http://www.znk.or.jp/kodomo/	H24.3

【お問い合わせ先】

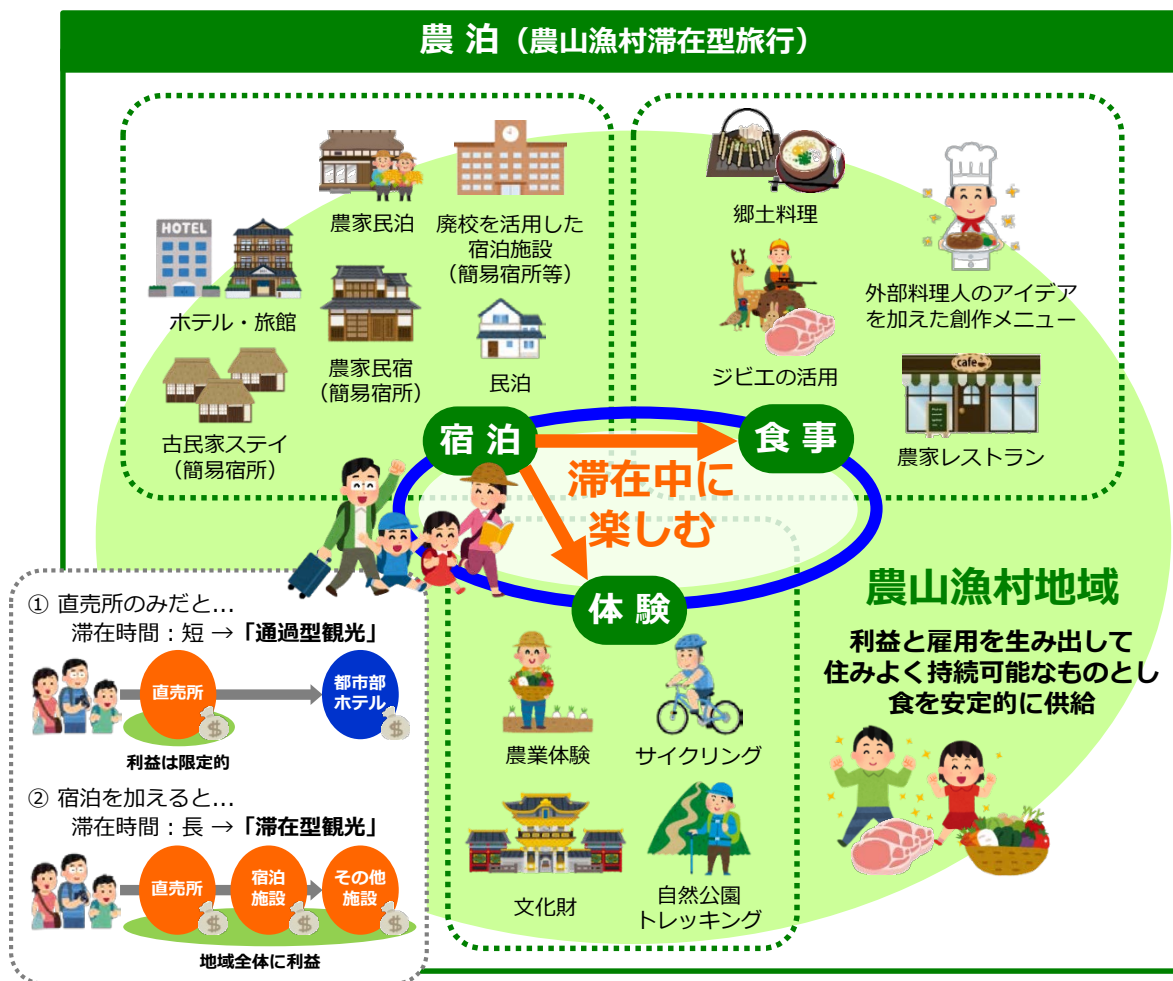
農林水産省農村振興局農村政策部
都市農村交流課 事業推進班 事業推進係
TEL03-3502-0030(直通)

農林水産省における支援施策について（1）

■ 「農泊」 推進の考え方

- 「農泊」とは、
【利用者】 農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
【提供者】 地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要。
- 宿泊を提供することで、旅行者の地域内での滞在時間を延ばしつつ、滞在中に食事や体験など地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供して消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化。
- そのためには、地域の関係者が一丸となって、農泊をビジネスとして取り組むことが重要。

農 泊（農山漁村滞在型旅行）



農泊推進体制

法人化された**中核法人**を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。

地域協議会

中核法人※

宿泊業

飲食業

交通業

小売業（お土産等）

農林水産業

情報通信業

旅行業

金融業

※ 中核法人の主たる事業は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

農林水産省における支援施策について（２）

農山漁村振興交付金のうち

「農泊」の推進

【令和２年度予算概算決定額 5,038（5,258）百万円】

<対策のポイント>

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和２年度まで〕）
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域〔令和２年まで〕）

<事業の内容>

１．農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備、専門人材の確保、農家民泊の農家民宿への転換等を支援

※ 地域活性化対策も一部活用し支援

２．施設整備事業

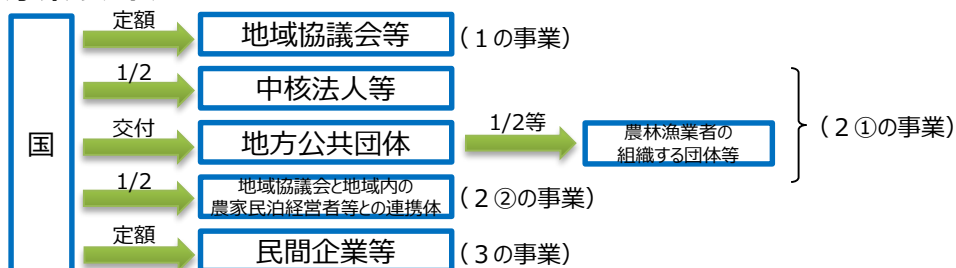
- ① 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援（市町村・中核法人実施型）
- ② 地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援（農家民泊経営者等実施型）

３．広域ネットワーク推進事業

- デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会への出展・商談会の開催、農泊を推進する上での課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う取組等を支援

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【１の事業】

- 事業実施主体 地域協議会、地域協議会の連合体、DMO等
- 事業期間 ２年間等 ○ 交付率 定額（上限500万円/年等）



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



【２①の事業】

- 事業実施主体 市町村、地域協議会の中核法人等
- 事業期間 ２年間 ○ 交付率 1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）

（活性化計画に基づく事業）

- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則３年間 ○ 交付率 1/2等

【２②の事業】

- 事業実施主体 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- 事業期間 １年間 ○ 交付率 1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）

【３の事業】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 １年間
- 交付率 定額



古民家を活用した滞在施設



廃校を改修した大規模滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）